プロファイリング・理由・人格

大屋雄裕

出典・凡例

本稿は、大屋雄裕「プロファイリング・理由・人格」稲葉振一郎・大屋雄裕・久木田水 生・成原慧・福田雅樹・渡辺智暁編『人工知能と人間・社会』(勁草書房、2020年)の要約 である。

外国語の翻訳については著者の訳に従っており、原語を付すために () を用いた。とくに重要と思われる箇所には下線を施した。

I はじめに

対象者の属性や過去の行動履歴から将来を予測し、先取り的にその需要に応えようとするプロファイリングは、収集される情報量が飛躍的に向上したことから、その効率性や利便性の向上が期待されている。他方で、そうしたプロファイリングについて、①個人が属性の束へと還元され、全体性・統一性 (integrity) を失う可能性がある点、②AI の判断過程やその理由が不透明になることでそれに対応した個人の自己決定的な対応が困難になる点、③プロファイリングに用いるデータの範囲の拡大が、秘密や自己情報コントロール、「更生を妨げられない権利」といった憲法上の価値と衝突しうる、という懸念が提示されている。

こうした、プロファイリングによって引き起こされる問題やそれに対する懸念は、どこまで、どの範囲で正当なものなのか。素朴なプロファイリングはこれまでも日常的に行われてきた行為にすぎないが、扱われるデータ量とそれを処理する計算能力が量的に増加したことが、どのような本質的変化へとどのように結びつくのだろうか。

Ⅱ 自己の物語とその限界

山本龍彦は、古典的なプロファイリングと現代的なそれの差異を①利用されるデータ量、 ②処理の自動性、③科学的な信憑性、④予測困難性(結果の意外さ)、⑤判定される項目が広 汎かつ詳細であること、の5点に整理している。彼によれば、プロファイリングによって、そ の結果である虚像と対象者そのものの実像とのギャップが生じるにもかかわらず, 科学的信憑 性の高さゆえにそれが縮減されることがある。

しかし、実際には我々は他者たちによる評価のなかを生きるしかないのであり、データに よって形作られるイメージが本当の私とズレるとか、誤った私の姿を生み出すという恐怖感 は、尊重に値するものではない。法という制度の特質は、そこで一人称特権、当事者が言うか らにはそうなのだろうという判定法が排除されるところにある。法の世界において我々は本質 的に他者たちの語りをしか生きられない。自由や自己決定はそもそも存在せず、プロファイリ ングは主体にとって社会というものが本質的に持つそのような不条理を明示的に可視化するも のにすぎない。

Ⅲ 実存的エゴイズムの可能性

これに対する反論として、他者による判断では捉えきれない何かが我々には残っている、というものがあるかもしれない。だが、他者たちのどれだけ細かいものであろうが属性の束として、セグメントの一部として個人が理解されること自体が不当であるとか個人の尊厳にとっての脅威だと考えるならば、我々はそのような把握のすべてを拒否し、自分は現にそのようにあるような全体でありそれ自身として唯一の存在であると主張する実存的エゴイズム(利己主義ではなく、典型的には自分がそれを望むからというように行為者の自己同一性・個別性によって異なる取り扱いをすることが正当化されるという立場)の方向へ向かわざるを得ない。本当の私が他者たちの物語の外部に存在するという広く共有された強固な信念は、しかし、我々の社会ないしその制度の基礎とすることができない。我々は常に、少なくとも社会を生きる我々の相において、他者たちに規定される存在、他者による記述と評価という監獄にあらかじめ閉じ込められた存在でしかない。そのように他者について語り、他者のあり方を決めつける行為それ自体を排除することは、我々の生きる社会という描像を前提とするかぎり、できない。

IV 判断のプロセスと権威

個人が他者の評価から逃れられないということを前提とすると、AI等によるプロファイリングにおける判断過程のブラックボックス性が問題となる。しかし、AIでなくとも人間による判断もブラックボックスであった。たとえばポランニーのいう「暗黙知」や、リアリズム法学が剔出した法解釈の主観性などが、その論拠となる。あるいは、判断過程の不透明性ではなく専門性や正確性に着目することで権威が正当化されるということも論拠となりうる。このように正当化される AI やデータサイエンスによって、集団分極化やエコーチャンバー効果が生

じるおそれもあるが、敢えて選好と異なるものを提示するセレンディピティ・アーキテクチャ 等によって対処することも可能である。

V 更生の機会と超権威

これらに加えて、AI等によるプロファイリングが個人の更生の機会を奪うという問題が挙げられる。かつては忘却されてきた過去の事実が、プロファイリングにより永続化するおそれがある。もっとも、これまで現実に忘却されてきたことは、忘却されることが規範的に正しいことを意味しない。技術的・物理的制約により規制し損ねていたものである可能性も十分に考えられる。ただし、過去の事実すべてが同じ重要性を持つわけではなく、更生を妨げられない権利は尊重されるべきである。この権利は、忘れられる権利のように情報を減少させる方法ではなく、むしろ情報を増加させる more data によって実現することも考えられる。

VI 物理的な対抗可能性

そもそも、書式量や情報処理量が膨大化している現代において、我々がプロファイリングやビッグデータ技術の利用を制限しつつ対応することは、現実的に不可能であろう。AI等による自動処理に不安を抱く場合に一定の異議申立ておよび再審の可能性が開かれており、しかも多くの場合には意義なく問題が解決するとすれば、効率性と正当性を両立させることが可能となるだろう。また、判断および判断主体の複数性――別のサービスへの亡命の可能性――が確保されることにより、正当性はより強固に担保される。そのためには、主体の複数制と競合を担保するための競争法的規制が想定される。「データ・ポータビリティの権利」もこのような観点から評価することができる。

VII ハイパー・パノプティコンとデジタル・レーニン主義

離脱不能なサービス提供者として、国家を想定することができる。たとえば現代中国の社会信用スコアなどのように、国家自身が情報技術を用いて人民を管理することが既に現実となりつつある。絶対的・排他的に国民へ君臨する、その意味で離脱可能性を持たない国家が完全な監視・評価システムとしてのプロファイリングを活用することこそが本質的な脅威であろう。プロファイリングそれ自体ではなく、それが反転可能性・離脱可能性を持たない形で活用されること、その具体的実現としてのデジタル・レーニン主義こそが真の問題ではないか。

(松本 有平)